

意見書案第5号

所得税の課税最低限の引き上げによる市民税の
減収分の補填を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年3月7日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 石 原 幸 雄

賛成者 甲 斐 徳之助

所得税の課税最低限の引き上げによる市民税の
減収分の補填を求める意見書（案）

国会では所得税の減税に関して、年収制限付きの税制改正関連法案が衆議院を通過しましたが、中でも所得税が生じる課税最低限の引き上げが実施されると、所得を基に税額が算出される本市の市民税の減収が顕著となります。

具体的には、現在の所得税の課税最低限である103万円が160万円に引き上げられると、本市では、翌年度以降、おおよそ5,000万円もの市民税が減収すると想定されます。

このように、所得税の課税最低限の引き上げは本市の税収の減少に直結することから、結果的には市民サービスの低下を招来することが大いに懸念されるのであります。

そこで政府においては、本市の行政運営に支障が生じることの無いよう、所得税の課税最低限の引き上げによる市民税の減収分の補填を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

牛久市議会